

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 問=問い合わせ先
☎561-1191(代表) ☎541-9104 申=申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール(以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分
(お1人20分以内)
受付 午後1時～3時20分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
定員 7人(先着順)

行政相談委員による無料行政相談

日時 3月5日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
☎=地域力推進室(☎561-9114)

● 保険年金 ●

国民年金 こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者として加入していただくことになっています(厚生年金や共済組合などに加入している第2号被保険者または第2号被保険者に扶養されている配偶者の第3号被保険者を除く)。

<国民年金第1号被保険者に該当するとき>

- 20歳になったとき
- 会社などを退職し、厚生年金や共済組合などの資格を喪失したとき
- 第3号被保険者が厚生年金や共済組合などの加入者の扶養からはずれたとき

第1号被保険者に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。
※老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や免除期間などを合わせて25年以上必要です。

※加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できないこともありますのでご注意ください。

※第3号被保険者に該当するときは、配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出をしてください。

☎=保険年金課年金担当(☎561-9199)

国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の納付は口座振替が便利です

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

お申し込みは、①領収書または納入通知書など国保記号番号(後期高齢者医療の場合は、被保険者番号と徴収番号)のわかるもの、②預金通帳、③口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険年金課の窓口へ。

国民健康保険の口座振替は、下記の金融機関のキャッシュカードを保険年金課の窓口へ持参いただければ、届出印がなくても、お申し込みができます。

- 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行

特別徴収(年金からの引き落とし)されている方で、口座振替への変更をご希望される場合は、口座振替をお申し込みのうえ、保険年金課に特別徴収停止のお申し出をしてください。

☎=保険年金課資格担当(☎561-9197)

● 福祉 ●

児童扶養手当について～申請手続きをお早めに～

児童扶養手当は、離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

これまでは、公的年金を受給している方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月1日から、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の手当を受給できるようになりました。平成27年3月31日までは、申請について、次のとおり経過措置期間が設けられています。

・これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日において支給要件を満たしている方は、平成27年3月31日までに申請すれば12月分から支給されます。

・平成26年12月1日以降、平成27年3月31日までに支給要件に該当した方は、平成27年3月31日までに申請すれば、要件に該当した日の翌月分からそれぞれ支給対象となります。

なお、4月以降は申請日の翌月分からの支給となりますので、お早めにお手続きください。

☎=支援保護課支援第一担当(☎561-9350)

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、又は父母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。

児童の年齢：20歳未満の児童
手当額(月額)：障害の程度に応じて対象児童1人につき、1級49,900円、2級33,230円。

☎=支援保護課支援第二担当(☎561-9348)

● 総務 ●

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について

1月1日現在の京都市農業委員会委員(第3区選挙区)の選挙人名簿を縦覧することができます。

期間=2月23日(月)～3月9日(月) 午前8時30分～午後5時

場所=伏見区選挙管理委員会(伏見区役所内)

☎=市選挙管理委員会(☎241-9250)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455
開館：午前9時30分～午後5時
(平日の月・木曜日は午後7時まで)
休館：毎週火曜日

おたのしみ会

「紙芝居と絵本の読み聞かせ」
日時 2月28日(土) 午前11時～
場所 東山図書館幼児コーナー

3月のテーマ図書の展示と貸出

期間 3月1日(日)～3月30日(月)
一般書・児童書 「始まる。始める。」
絵本 「ふしぎ」

図書特別整理に伴う臨時休館

期間 3月3日(火)～3月6日(金)

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619
開館：午前10時～午後9時
(日曜日、祝日は午後6時まで)
休館：毎週水曜日

東山アールスペース春イベント くうきとかぜあそび

ふしぎなうごきの紙ヒコウキやおおきなおおきなふうせんをつくって、飛ばしてみます。空気と風となかよく遊ぼう。

日時 3月15日(日) 午後2時～4時

対象 市内在住の方

参加費 500円(材料費などを含む)

定員 30人

場所 白河総合支援学校東山分校 体育館

申込み 電話または直接来館にて先着順受付
詳細はお問い合わせください。

カレンダー 2/15～3/14

2月	行事名	掲載面
15 日		
16 月		
17 火		
18 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
19 木		
20 金		
21 土		
22 日		
23 月	食育セミナー「わくわく☆キッズクッキング」 募集開始(～3/20)	(3)
	農業委員会委員選挙人名簿の縦覧(～3/9)	(4)
24 火		
25 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
26 木	東山区地域福祉シンポジウム ～“社会的孤立”を防ぐ地域の福祉活動～	(3)
27 金		
28 土	図書館 おたのしみ会	(4)

3月	行事名	掲載面
1 日	第8回スマイルミュージックフェスティバル	(2)
	春の火災予防運動(～7日)	(3)
	図書館 3月のテーマ図書の展示と貸出(～30日)	(4)
2 月	固定資産税・都市計画税 第4期納期限	
3 火	図書館 図書特別整理に伴う臨時休館(～6日)	(4)
4 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
5 木	相談 行政相談委員による無料行政相談	(4)
6 金		
7 土		
8 日		
9 月		
10 火	「子育て講演会」地域と一緒に子育て・親育て第2弾	(2)
11 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
12 木		
13 金		
14 土	京都ハンナリーズ 東山区民デー(～15日)	(2)
	南部まち美化スプリングフェスタ	(3)

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。